税務課長
納税課長
徴収課長
債権管理課長
保険年金課長
県税事務所長
殿

日経関発第02－0904号
令和２年４月１日

一般社団法人 日本経営協会
関西本部長 山下裕和

【NOMA行政管理講座（大阪）開催のご案内】

徴収担当者のための滞納整理実務

～各種債権の調査方法･差押え･取立て手続、相続があった場合の滞納整理等を解説～

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
本会事業には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、各地方自治体においては、自主財源の確保を図るために、地方税等の収納率向上に積極的に取り組んでおられることと存じます。厳しい財源状況の下、住民サービスの質的向上を図っていくためには、各自治体が課税漏れの防止や課税客体の適正な把握などに努め、一層の徴収率向上を図っていくことが必要不可欠です。
本講座は、実践的な滞納整理のスキル修得を目指す方々を対象として、滞納処分の対象となる財産の実態を把握する上で欠くことのできない各種債権の調査方法、差押え、取立て手続などについて解説いたします。また、相続があった場合の滞納整理と納税義務の承継についても解説いたします。
時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申しあげます。
敬具

記

日時：**令和2年9月10日（木）** 13:00～17:00
9月11日（金） 9:30～16:00

会場：**本会専用教室**（大阪市西区靱本町1－8－4 大阪科学技術センタービル内）

講師：税理士 元）大阪国税局徴収部 訟務官室長 **宮本　博** 氏

参加料（負担金）：

	参加料	消費税	合計
本会会員（1名）	29,000円	2,900円	31,900円
一般（1名）	32,000円	3,200円	35,200円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

〈会場案内図〉

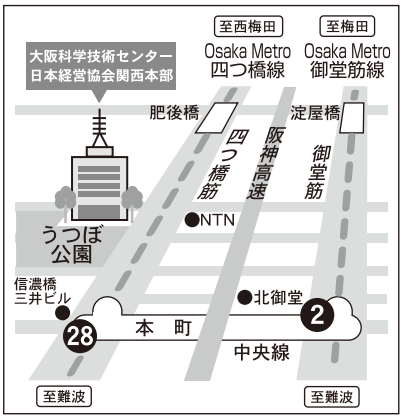

■大阪方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車（28号出口）北へ徒歩5分
■新大阪方面よりお越しの場合
▶ 御堂筋線「本町」駅下車（２号出口）西へ徒歩8分
■なんば方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車（28号出口）北へ徒歩5分
▶ 御堂筋線「本町」駅下車（２号出口）西へ徒歩8分

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等にて、下記へお申込みください。**折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。**（参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。）
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の３営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申しあげますので､必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。**(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)**※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホテル名	宿泊料（シングル）※下記料金に別途、宿泊税が加算されます。	交通	ホテル電話
リーガプレイス肥後橋	8,200円（税･サ込）日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06－6447－1122
ハートンホテル西梅田	8,500円（税･サ込）日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06－6342－1111

お申込み お問合せ先：**一般社団法人 日本経営協会　関西本部　企画研修グループ**（担当：重藤）
〒550-0004　大阪市西区靱本町１－８－４　大阪科学技術センタービル５階
TEL 06(6443)6962(直通)　FAX 06(6441)4319　URL https://www.noma.or.jp
（※お問合せは、月～金曜日の9：15～17：15にお願い致します）

▶ プログラム ◀

1. 租税徴収法規のしくみ

(1) 租税等の優先権と徴収職員に与えられた自力執行権
(2) 抵当権・質権等の私債権との優先関係
(3) 徴収権の消滅時効と時効の更新・完成の猶予（債権法改正後の対応）

2. 各種財産の差押え（繰上徴収･繰上差押え）、参加差押え、交付要求の手続き

3. 地方公共団体の各種債権（税債権以外の債権）の徴収手続（債権法改正後の対応）

国保・介護・後期高齢者保険料、保育料、上下水道料、公営住宅使用料、各種手数料・使用料・貸付金等の徴収

4. 財産調査要領

(1) 官公庁調査（根拠規定と課税資料･決算書調査の着眼点）
(2) 滞納者､取引先･貸付先等における調査事項と調査方法
(3) 各種ライフライン供給先への照会

5. 各種債権の調査方法、差押え・取立て手続まで

(1) 信用金庫等の出資金の持分の差押えと取立て
(2) クレジット（信用販売）債権の差押え
(3) 小規模企業共済契約に係る債権の差押え
(4) 敷金・保証金返還請求権の差押え
(5) 宅地建物取引業者等の弁済業務分担金の差押え
(6) 証券会社の調査帳票・調査方法
　①振替株式等の差押え
　②信用取引による株式等の差押え
　③振替国債の差押え

6. 債権譲渡がされている場合の対処方法（債権法改正後の対応）

7. 担保物・納税保証の徴取手続と担保物の処分

8. 書類の送達方法・効力と相続や法人の解散・清算等の場合の送達先

9. 相続があった場合の滞納整理と納税義務の承継（相続法改正後の対応）

(1) 相続制度の概要
(2) 相続人の調査
(3) 納税義務の承継
(4) 相続があった場合の滞納整理
　①相続があった場合の滞納処分の効力
　②共同相続と相続分の指定・特定財産承継遺言・遺贈・遺産分割等があった場合
　③相続放棄があった場合
　④限定承認があった場合
　⑤相続財産法人に対する滞納処分
　⑥相続があった場合の差押え

10. 固定資産税等の共有物に係る連帯納税義務（債権法改正後の対応）

＜参考資料＞
各種財産の「差押財産」欄の記載例（150事例）

講師紹介

税理士　**宮本　博** 氏

昭和48年より昭和56年まで
　　国税庁　徴収課に勤務
平成元年　大阪国税局　徴収課　課長補佐
平成11年　大阪国税局　徴収部　訟務官室長
平成12年　吹田税務署　署　長
平成13年　吹田税務署長を退官、　現在税理士

（※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。）　(3.5)

キ……リ……ト……リ……線

FAX(06)6441-4319　一般社団法人 日本経営協会・関西本部（重藤）宛（この面をそのままFAXして下さい。）

NOMA　「徴収担当者のための滞納整理実務」講座参加申込書（14612）				R2. 9／10～11
（フリガナ）役所名（団体）		TEL	（　　）	・お支払い方法
		FAX	（　　）	□ 銀行振込　（通信欄）
所在地	〒			□ その他
フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数		（該当にレ印をつけてください。）
		年　ヵ月		・参加料　□ 会員（1名）31,900円
		年　ヵ月		□ 一般（1名）35,200円
		年　ヵ月		所属＿＿＿＿＿＿
				フリガナ ご連絡担当者＿＿＿＿＿＿
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。	E-mail：			

(注)太枠の中をご記入ください。（経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。）
※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
① 参加券や請求書の発送などの事務処理　② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、② がご不要の場合は□にチェックしてください。―― □ 不要)